

## ② 夜間や休日(又は平日の日勤帯以外)に必要な医療サービス

- ① 療養病床から転換した介護老人保健施設に入所する医療区分1や医療区分2の者の中にも、
  - ・ 急性増悪により、状態が不安定で、緊急対応を要する者
  - ・ 喀痰吸引、経管栄養等の日常的な医療処置を必要とする者等、日中・夜間を問わず一定程度存在すると考えられる。
- ② 現行の介護老人保健施設の体制では医師、看護職員が日勤帯しか配置されていないため、夜間において必要な医療を提供できるような体制を整備する必要がある。

### 夜間や休日に必要となる医療

